

平成25年9月4日に最高裁が下した民法900条4号ただし書前段の違憲判決について

日大生産工 ○高澤弘明

1 はじめに

平成25(2013)年9月4日、最高裁判所は嫡出でない子(以下、「非嫡出子」と称す)の法定相続分を定める民法900条4号ただし書の規定に対して、日本国憲法14条で保障する法の下での平等に反するとの理由で違憲判決を下した(以下、「9月4日判決」と称す)。この判決については、すでにマスコミなどで報道されている通り、遺産相続に関して最高裁が婚姻関係にある男女間の子と、そうでない子の差別規定を憲法違反としたもので、ある意味において今後の日本人の「家族観」や「結婚観」に影響を及ぼし得る非常に重要な内容となっている。その一方で、今回の判決では、最高裁の違憲判決の効力に関する新たな判例理論も展開されており、その内容がこれまでの常識を覆すようなものとなっている。そのため法曹関係者の間では、この新理論が話題となっているが、逆に、その内容が専門的であることから、マスコミでは十分に報じられていない。そこで本報告では、今回の最高裁判決で示された、違憲判決の効力に関する新理論の内容を紹介するとともに、併せてその問題点も指摘するものである。

2 民法900条4号ただし書の概要

今回の9月4日判決は、嫡出子と非嫡出子の法定相続分の区別を定めた民法900条4号ただし書の規定を違憲としたものであるが、まず、非嫡出子(嫡出でない子)とは、婚姻関係にない男女の間で生まれた子を指し、対して、婚姻関係にある男女間の下で出生した子を「嫡出子」という。わが国では、婚姻は法律婚主義を採用

しており(民法739条)、戸籍法の手続きに則って婚姻の届出を行った者を法律上の夫婦(婚姻関係)としている。そのため、非嫡出子には、嫡出子と比べて法制度上のいくつかの区別があり、その1つが「氏」の問題となる。現在、非嫡出子の氏については母の氏しか名乗ることができない(民法790条2項)。そして、もう1つの区別が、今回、違憲判決の対象となった民法900条4号ただし書の法定相続分の取り扱いである。法定相続分とは、遺言を残さず被相続人が死亡した場合、その遺産を法律の定める比率に基づいて分配する制度のことをいう。このうち非嫡出子の法定相続分については、民法900条4号ただし書によると、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一」と、嫡出子よりも低く設定されており、9月4日の判決では平成13(2001)年7月に死亡した東京都の被相続人の嫡出・非嫡出子と、同年11月に死亡した和歌山県の被相続人の嫡出・非嫡出子との間で争われた2件の遺産相続事件をめぐって、最高裁が、今回この条文を差別的規定として違憲・無効としたのである。

3 9月4日判決の意義と問題点

3-1 最高裁の方針転換?

以上のように9月4日判決は民法900条4号ただし書を違憲・無効としたものであるが、このように法律の全て、または一部を違憲・無効とする判決のことを「違憲法令判決」という。憲法の番人として最高裁が下した違憲法令判決は、日本国憲法が制定されて以来、今回の判決を含めて9件しかなく、ある意味において稀な

Unconstitutional Judgment of Supreme Courts against the Proviso to Paragraph 4 of the Civil Law Article 900.

Hiroaki TAKAZAWA

判決といえる。そのため、これまで最高裁に対しては、違憲審査に熱心ではないとの批判があったが、その一方でこの9件の違憲判決の時期をみると、最高裁の創設以来66年間のうち、その3分の1にあたる3件がこの10年以内に集中しているため、これまで違憲判断に消極的であった最高裁が、最近になって積極的姿勢に転じてとの見る向きもある。その意味では、今回の最高裁の違憲判決は、今後の最高裁の動向を窺う上で、非常に重要な判決といえるのである。

3-2 最高裁判決の消極的立法化

そして、今回の9月4日の違憲判決には、最高裁が下した違憲判決の効力について、注目すべき新理論が展開されている。これまでの理解によると、最高裁がある法律を違憲とし、無効の判断を下した場合、違憲とされた法律は、対象となった事件の裁判だけで使用できなくなるに止まり、法律そのものは国会で改廃されるまで残り続けると解されるのが一般的であった。この考え方を9月4日の判決に当てはめると、民法900条4号ただし書の違憲・無効判決の効力は、平成13(2001)年7月に発生した東京都の相続事件と同年11月に発生した和歌山県の相続事件との2件だけに止まり、民法900条4号ただし書が国会で改廃されない限りそのまま残存して、同種の相続事件が発生すればこの規定が再び適用されることになる。一見するとこの対応は不合理のように感じられるが、法律の改廃といったいわゆる消極的立法作用は、立法権を保持する国会の権限であるため(憲法41条)、権力分立制を採用する現行憲法下では、たとえ憲法の番人である最高裁の違憲判断であっても、違憲法律の改廃を司法機関までに認めるような見解は一般的にとられてこなかった。このように違憲判決の効力をその裁判の対象事件に限り、なおかつ違憲法律の形式的な改廃を認めないとする考え方を、個別的効力説という。

ところが今回の9月4日判決で最高裁は、民法900条4号の違憲・無効の効果の本事件の被相続人の死亡した平成13年7月以降の、まだ法的に確定していない全ての相続事件に対してあまねく適用するとし、個別的効力説を否定するような判断を示したのである。このような違憲判決の適用理論を『先例としての事実上の拘束性』といい、今回の判決によると、

平成13年7月以降、司法領域では民法900条4号ただし書は違憲無効状態となり、類似する全ての事件で本規定の適用は認められないことになる。これを民法900条4号の改廃とみるかはさらに検討を要するが、少なくとも本条の“無視”を判示したといっても良いような内容となっている。もっとも最高裁自身は、判決のなかで、個別的効力説を否定するものではないといっているが、いずれにしてもこの『先例としての事実上の拘束性』の採用で、違憲判決の効力に関し、新たな展開を迎えたことは間違いのないといえよう。

4 おわりに

以上のように、今回、最高裁が9月4日の判決で示した違憲判決の効力については、以下の長・短所を指摘することができる。まず長所としては、これまで違憲判決の効果はその裁判の当事者だけに及ぶとされていたのに対し、今回の判決で、事件の内容によってはあまねく適用されることになり、違憲判決の効力の普遍化が図られるようになったという利点である。一方、短所としては、権力分立制を原則とする現行憲法下で、司法機関に過ぎない最高裁の違憲判決に、法律の改廃を伴うような消極的立法作用を是認できるかという法理論上の問題である。現実問題として、いくら最高裁が違憲・無効判決を出したとしても、国会が改廃しなければ問題法律はそのまま残ってしまい、司法機関と立法機関との間で問題法律に対応に関する「ねじれ現象」が生じてしまうことになる。ちなみに最新の報道によると、法務大臣は今回の違憲判決を受けて、第185回臨時会に改正案の上程を図ろうとしているが、与党内での一部反対を受けて、手続きの遅れが出ているとのことである(1)。最高裁の9月4日の判決の趣旨が生かされるかどうかは、今後の国政の動向が注視される状況となっている。いずれにしても最高裁の判断をどこまで尊重するかが、今後の課題といえよう。

[引用資料]

- (1) 読売新聞、2013年10月30日夕刊2面。

[参照文献]

- (1) 9月4日の判決文については最高裁判所ホームページを参照(閲覧日:2013年10月31日(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>))。
- (2) 戸松秀典『憲法訴訟』(有斐閣、2008年)
- (3) 渋谷秀樹『憲法』(有斐閣、2013年)